懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　松田　　武
　登録番号　12907
　事 務 所　東京都港区虎ノ門１－４－４第２誠ビル７階
　おおぞら法律特許事務所
3　処分の内容　退会命令
4　処分が効力を生じた年月日
　平成22年９月28日

平成 22 年 10 月４日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　猪久保博成
　登録番号　28952
　事 務 所　東京都中央区新富１―15―14相互新富ビル４階407
　ＪＣＫ国際法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成22年９月22日

平成 22 年 10 月４日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～70歳位の女性、身長155㎝、体重約55kg、腹部に帝王切開の手術痕

上記の者は、平成22年９月28日午前６時５分頃、北海道松前郡福島町字浦和無番地（福島漁港浦和分区港の東側海岸の波打際）に漂着したもので、死後推定３週間以上３ケ月以内。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は町内の妙蓮寺に保管しておりますので、心当たりの方は、当町町民課住民グループまでお申し出下さい。

平成 22 年 10 月 20 日

北海道　　松前郡福島町長　村田　　駿

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不明、性別女性（推定）、年齢・職業不明、遺体の損壊が激しく人相及び特徴の判別は不可能、茶色のハーフコート、袖なしタートルネックセーター、白色長袖Ｔシャツ、黒色スカート、所持金品無し

上記の者は、平成22年９月４日午後４時40分頃、塩竈市新浜町一丁目19番26号ＪＦ全漁連塩釜食品工場の南側岸壁から南方３メートル海面上と同日午後11時25分同岸壁において釣り人に発見され、ＤＮＡ鑑定の結果同一人であることが判明、平成21年頃死亡と推定され、腐敗の進行が著しかったことから、平成22年９月29日に塩竈斎場にて火葬に付し、遺骨は本市月見ヶ丘霊園墓地内納骨堂に仮納骨した。お心当たりのある方は、塩竈市社会福祉事務所までお申し出下さい。

平成 22 年 10 月 20 日

宮城県　　塩竈市長　佐藤　　昭

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢65歳位の男性、身長約159センチメートル、中肉、髪短め、一見浮浪者風

上記の者は、平成22年９月９日文京区弥生１丁目１番都営バス東大農学部前停留所で倒れているところを発見され、その後、死亡を確認されたもので、死亡の日時は平成22年９月９日午前６時28分と推定されます。

身元不明のため、遺体は火葬に付し遺骨を保管しております。心当たりの方は当区福祉部生活福祉課までお申し出下さい。

平成 22 年 10 月 20 日

東京都　　文京区長　成澤　廣修

無縁墳墓等改葬公告

町有墓地の適正な管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 22 年 10 月 20 日　北海道岩内郡岩内町

1．墳墓等所在地　北海道岩内郡岩内町字東山２番地の１、10番地
1．墳墓等の名称　東山墓地
1．使用者又は死亡者の本籍及び氏名　不明
1．改葬を行おうとする者　北海道岩内郡岩内町字清住258番地　岩内町長　上岡　雄司

公示送達

久留米都市計画事業花畑駅周辺土地区画整理事業の施行に関し、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 20 日

久留米都市計画事業
花畑駅周辺土地区画整理事業
施行者　久留米市
代表者　久留米市長　楢原　利則

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
⑴　山口県岩国市元町４丁目12番28―202号　行徳　　猛
⑵　久留米市梅満町1127番地７アイランドビル402号　空閑　文明
⑶　住所不明　久留米市西町
⑷　久留米市津福今町461番地５　野口　恭子

通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、久留米都市計画事業花畑駅周辺土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

2　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
⑴　住所不明　牛島　善助
⑵　住所不明　田中　伊作
⑶　住所不明　山浦　儀八
⑷　久留米市西町1112番地　浅井宗次郎
⑸　住所不明　稲永猪太郎
⑹　久留米市西町1243番地　牛島恒太郎
⑺　住所不明　後藤　常吉
⑻　住所不明　徳永猪太郎
⑼　久留米市西町1102番地の１　株式会社西弘組
⑽　三井郡国分村野中2161番地　今村良太郎
⑾　久留米市日吉町46番地　川村平次郎
⑿　住所不明　森山　岩蔵

通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、久留米都市計画事業花畑駅周辺土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書のとおり換地処分をします。

なお、これらの通知に関する別紙明細書・換地図は掲載を省略し、それらを久留米市城南町15番地３久留米市庁舎掲示場及び同市津福本町294番地２区画整理62―１久留米市都市建設部花畑地区整備推進室事務所掲示場において掲示する。

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対し審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に久留米市を被告として（提訴において久留米市を代表する者は、久留米市長となります。）、行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

会社その他公告

清算結了

当社は、平成二十二年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十日

仙台市宮城野区鶴ケ谷東四丁目一番一号
有限会社やおすず
清算人　鈴木　　學